

令和2年2月21日

令和2年第2回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健福祉部国保年金課



報告事項

1 令和2年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（確定値）の県総額は、仮算定額と比べて約10億円の増。

区分	令和2年度		増減
	仮算定	確定値	
国保事業費納付金	約736億円	約746億円	約10億円 (1.36%)

② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は、仮算定額と比べて約8,300万円の増。

(単位：円)

区分	令和2年度		増減
	仮算定	確定値	
医療分	3,826,429,447	3,818,763,058	△7,666,389
後期高齢者支援金分	1,630,662,328	1,671,257,593	40,595,265
介護納付金分	595,157,458	645,716,862	50,559,404
合計	6,052,249,233	6,135,737,513	83,488,280

③ 令和2年度必要保険税額

国保事業費納付金算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

令和2年1月末現在

項目	金額(円)	備考
① 国保事業費納付金	6,135,740,000	(6,135,737,513円)
② 納付金に算入されない経費	406,430,000	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A 事業に要する経費 (①+②)	6,542,170,000	
③ 県交付金	318,730,000	・県特別交付金等
④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	472,000,000	
⑤ その他一般会計繰入	132,500,000	
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	340,500,000	・過年度保険税収納見込額 ・その他収入(延滞金等)
B 現年分保険税以外の収入合計	1,263,730,000	
C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,278,440,000	
⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分)	883,000,000	
D 収納すべき保険税額 (C-⑦)	4,395,440,000	
E 令和2年度収納見込額	4,734,000,000	・現年度分収納見込額
F 収納差額 (E-D)	338,560,000	

## 2 国民健康保険の事業状況について

### (1) 令和元年度国民健康保険会計の状況

#### ① 保険給付費の状況

(単位:千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)	令和元年度 /平成30年度
保険給付費	15,797,636	15,475,763	15,554,117	100.5%
一般被保険者分	15,567,156	15,383,445	15,536,231	101.0%
療養給付費	13,518,918	13,375,276	13,423,805	100.4%
療養費	119,333	101,451	97,480	96.1%
審査支払手数料	52,383	50,889	49,123	96.5%
出産育児一時金	110,052	89,404	84,054	94.0%
葬祭費	18,100	15,500	16,000	103.2%
高額療養費	1,747,187	1,749,518	1,863,869	106.5%
高額介護合算療養費	1,183	1,407	1,899	135.0%
移送費	0	0	0	-
退職被保険者分	230,480	92,318	17,886	19.4%
療養給付費	193,003	77,277	13,731	17.8%
療養費	1,529	582	124	21.4%
高額療養費	35,763	14,320	3,885	27.1%
高額介護合算療養費	185	139	146	105.0%
移送費	0	0	0	-

#### ② 国保税の収納状況 (現年度分)

(単位:千円)

年度/月	平成30年度			令和元年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	6,065,610	894,003	14.74%	5,752,498	875,877	15.23%
8	6,042,173	1,743,725	28.86%	5,733,989	1,658,858	28.93%
9	6,043,397	2,240,154	37.07%	5,727,832	2,164,406	37.79%
10	6,042,827	2,778,545	45.98%	5,719,512	2,657,670	46.47%
11	6,038,099	3,313,484	54.88%	5,719,884	3,158,740	55.22%
12	6,030,219	4,001,452	66.36%	5,714,483	3,821,522	66.87%
1	6,034,268	4,341,893	71.95%	5,720,933	4,134,005	72.26%
決算 (見込)	5,996,866	5,356,977	89.33%	5,685,473	5,100,487	89.71%

※令和元年度の決算見込は、令和元年度1月(令和2年1月)までの実績値に平成30年度1月(平成31年1月)から決算までの伸び率を乗じて算出したもの。

## (2) 令和元年台風第19号に係る減免等の状況について

### ① 国民健康保険税

#### 《対象額等》

- ・令和元年度（平成31年度）分保険税のうち、令和元年10月以後の納期に係る保険税

#### 《主な要件》

- ・生計維持者の居宅が全壊、大規模半壊又は半壊
- ・生計維持者の事業収入が減少見込み 等

#### 《減免の内容》

- ・全壊：全部、大規模半壊・半壊：1/2
- ・前年の合計所得金額等の額に応じて、保険税の2/10～全部  
(事業を廃止、失業等の場合は全部)

#### 《減免件数等》

(令和2年1月末現在)

事由	件数	減免額(円)
全壊	20	725,300
大規模半壊 半壊	128	5,629,400
収入減	5	460,400
計	153	6,815,100

### ② 一部負担金

#### 《対象額等》

- ・災害救助法の適用日（10月12日）以降に係る一部負担金

#### 《主な要件》

- ・居宅が全壊、半壊又はこれに準ずる被災
- ・生計維持者が事業を休止、廃業 等

#### 《減免の内容》

- ・一部負担金の全部（入院時の食費、居住費を除く）

#### 《免除件数等》

(令和2年1月末現在)

事由	件数	免除額(円)
全壊、半壊	271	1,312,044

### ③ 納期の延長

#### 《対象額等》

- ・平成31年度保険税のうち、令和元年10月12日以後の申告、申請、納付等

#### 《主な要件》

- ・災害救助法の指定地域に住所を有する納税義務者  
(被災の有無にかかわらず、指定地域の方について適用)

### (3) 令和元年度特定健診等の実施状況

#### 【実績】

特定健診受診率の状況	平成29年度	平成30年度	令和元年度
各年度1月末時点	18.0%	17.5%	19.3%
確定値	26.9%	28.7%	未確定

※令和元年度は令和2年10月に確定する予定

#### 【周知】

- ・市広報紙に特集記事を掲載し周知を図った。また、来庁者に健診の意識づけをするため、市民課モニターで受診を呼びかけた。

(9月：特定健診受診促進月間，1月：追加健診のお知らせ)

- ・水戸商工会議所等に特定健診のポスターやチラシを配布し、周知を図った。
- ・地区民協で特定健診のチラシを配布し、周知を図った。(新規)

#### 【受診券の送付】

- ・6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付(44,218件)
- ・7月から毎月：年度途中の国保加入者に受診券を送付(新規)

#### 【受診勧奨】

##### ① 未受診者受診勧奨を実施

- ・9月 320件 はがきを送付

対象者：昨年度より受診者数が大幅に少なかった石川地区、吉田地区の未受診者

- ・10月 10,468件 医療費分析に基づき封書を送付

対象者：(1)平成30年度未受診者のうち、生活習慣病に関するレセプト有りの者(2,067件)

※情報提供事業の案内を同封

(2)平成30年度未受診者のうち、生活習慣病に関するレセプト無しの者(8,401件)

- ・1月 5,592件 はがきを送付

対象者：(1)平成27～30年度に1回以上特定健診の受診歴のある者(4,555件)

(2)飯富地区指定の者(台風19号による集団健診延期の対応(1,037件))

※日程を案内

- ##### ② 治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局に特定健診のポスター掲示等について協力を依頼した。

- ##### ③ モデル地区(常澄)での保健師による未受診者の戸別訪問(1,018件)(新規)

#### 【情報提供】

- ##### ① 前年度の事業者健診等受診結果の提供者に、働きかけを行った。

- ##### ② 特定健診実施医療機関に、情報提供の依頼のため説明に出向いた。

医療機関が持つ診療情報から、特定健診に係る検査項目を情報提供してもらった。

- ##### ③ 水戸市商工会議所及び勤労者福祉サービスセンターの会報誌に、情報提供依頼の記事を掲載した。

【データヘルス計画における保健事業】

- ① 健診異常値放置者への受診勧奨(H29年度から)
  - ・ 特定健診とレセプト情報のデータ分析結果を基に、H30年度の健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関受診のない者に対し医療機関受診勧奨の案内を送付した。(761件)
- ② ロコモティブシンドローム予防事業  
COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防事業
  - ・ 集団健診会場で、受診者にロコモティブシンドロームとCOPDの予防について、周知啓発した。
- ③ 糖尿病性腎症重症化予防事業(H29年度から)
  - ・ 特定健診の結果、HbA1c高値者への通知や訪問による受診勧奨(通知128件、訪問58件)



### 3 その他

#### (1) 課税限度額の改正（令和2年4月1日施行予定）

##### ① 改正の概要

令和元年12月に「令和2年度税制改正大綱」がまとめられ、国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分（基礎課税分）、介護納付金分が引き上げられる。

区 分	現行限度額	改正後限度額
医療分（基礎課税分）	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円
介護納付金分	160,000円	170,000円
合 計	960,000円	990,000円

##### ② 今後の対応（案）

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和2年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

#### 【改正前後の限度額超過世帯数及び限度超過額】

（単位：世帯、千円）

区 分		令和元年度	改正後試算	差
医療分（基礎課税分）	超過世帯数	566	529	▲ 37
	超過額	355,811	344,891	▲ 10,920
後期高齢者支援金分	超過世帯数	620	620	0
	超過額	122,594	122,594	0
介護納付金分	超過世帯数	295	268	▲ 27
	超過額	54,200	51,382	▲ 2,818
限度超過額合計		532,605	518,867	▲ 13,738

※令和元年度の値は令和元年10月末時点、改正後試算は限度額を改正した場合の試算。

(2) 軽減判定所得の基準額の改正（令和2年4月1日施行予定）

① 改正の概要

令和元年12月に「令和2年度税制改正大綱」がまとめられ、国民健康保険税の応益分（均等割及び平等割）を所得金額に応じて段階的に軽減する制度において、その判定の基準となる所得金額が経済動向等を踏まえて引き上げられ、対象を広げることにより、低所得者の保険税軽減措置の拡充を図る。

区分	現行基準額	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（33万円）
5割軽減	基礎控除額（33万円） + <u>28.0万円</u> ×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>28.5万円</u> ×（被保険者数）
2割軽減	基礎控除額（33万円） + <u>51.0万円</u> ×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>52.0万円</u> ×（被保険者数）

② 今後の対応（案）

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和2年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

【改正前後の人数、世帯数及び軽減額】

（単位：人、世帯、千円）

区分		令和元年度	改正後試算	差	
医療分	5割軽減	人数	8,609	8,754	145
		世帯数	4,767	4,854	87
		軽減額	155,807	158,534	2,727
	2割軽減	人数	7,397	7,606	209
		世帯数	4,021	4,125	104
		軽減額	53,008	54,455	1,447
後期高齢者 支援金分	5割軽減	人数	8,609	8,754	145
		世帯数	4,767	4,854	87
		軽減額	49,794	50,668	874
	2割軽減	人数	7,397	7,606	209
		世帯数	4,021	4,125	104
		軽減額	16,926	17,387	461
介護 納付金分	5割軽減	人数	2,422	2,455	33
		世帯数	2,004	2,033	29
		軽減額	17,015	17,252	237
	2割軽減	人数	1,974	2,046	72
		世帯数	1,578	1,635	57
		軽減額	5,486	5,685	199
軽減額合計		298,036	303,981	5,945	

※令和元年度の値は令和元年10月末時点、改正後試算は基準額を改正した場合の試算。

【参考 国保税の税率等の改正の推移】

年度／区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)
医療分	所得割(%)	7.15					
	均等割(円)	23,000					
	平等割(円)	26,000					
	限度額(円)	520,000	540,000		580,000	610,000	630,000
後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.35					
	均等割(円)	7,000					
	平等割(円)	9,000					
	限度額(円)	170,000	190,000				
介護納付金分	所得割(%)	2.05					
	均等割(円)	9,500					
	平等割(円)	5,500					
	限度額(円)	160,000					170,000
改正要点と改正率		・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充	・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充

※税率改正については、平成25年度に実施

※太枠網掛けは、その年度に改正した部分

(3) 東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置の延長  
 (国保税：令和2年4月1日，一部負担金：令和2年3月1日施行予定)

① 改正の概要

東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置については，比較的軽度の被災地域においては所得制限を設け，令和2年度においても国による財政支援が延長される予定である。

区分			令和2年度	
避難指示区域等 (現行制度)	帰還困難区域		全額免除	
	居住制限区域		全額免除	
	避難指示解除 準備区域	設定中		全額免除
		平成26年度 に解除	上位所得層	
			それ以外	全額免除
		平成27年度 に解除	上位所得層	
			それ以外	全額免除
		平成28年度 に解除	上位所得層	
			それ以外	全額免除
		令和元年度 に解除	上位所得層	
			それ以外	全額免除
		特定避難勧奨地点 (平成26年度中に全地 点解除)	平成25年度 以前に解除	上位所得層
	それ以外			全額免除
	平成26年度 に解除		上位所得層	
それ以外			全額免除	
旧緊急時避難準備区域(旧制度)		上位所得層		
		それ以外	全額免除	

※上位所得層とは，当該世帯の被保険者の前年中の基準所得額（国民健康保険法施行令第29条の3第2項）を合計した額が600万円超である場合。

※「一部負担金」については，令和3年2月28日までの間に係るものが対象。

② 今後の対応（案）

水戸市における令和元年度の国保税減免対象は17件，一部負担金等の免除対象は24人（令和2年1月末現在）であり，現在減免該当となっている被保険者は令和2年度も継続して全額免除の対象となる見込みである（ただし令和元年分の所得が「上位所得層」となった場合を除く）。

今後，国の関係通知に基づき市の関係条例等を改正する。